

障がい者活躍推進計画

令和2年4月
小松市教育委員会

目 次

I	基本的事項	2
	1. 本計画について	2
	2. 任命権者	2
	3. 計画期間	2
II	障がい者の活躍推進に向けた基本的事項	3
	1. 小松市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	3
	2. 目標	3
	3. 取組内容	4

I 基本的事項

1. 本計画について

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、小松市教育委員会において障がいのある職員一人ひとりが、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、長期にわたって継続的に活躍することを目指し策定するものである。

2. 任命権者

小松市教育委員会

3. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

II 障がい者の活躍推進に向けた基本的事項

1. 小松市教育委員会における障がい者雇用に関する課題

小松市教育委員会においては、多くの常勤職員及び非常勤職員（「再任用職員及び会計年度任用職員」を含む。）を雇用しており、それぞれに障がいを有する職員が含まれている。採用した障がい者である職員の活躍のためには、教育委員会全体を挙げて障がい者が活躍しやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

小松市教育委員会における障がい者雇用に関する課題は次のとおりである。

- 過去に離職者がみられたことから、長期にわたって働きやすい環境づくりに向けて継続的な取り組みが求められている
- 障がいのある職員の職務の選定にあたり、既存業務の切り出し等を行い、通年を通して一定の業務量を確保することが必要となっている

2. 目標

(1) 採用に関する目標

法定雇用率達成のために必要な障がいを有する職員数の充足

《評価方法》

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う ※6月1日時点

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：1.49%

法定雇用率達成のために採用しなければならない障がい者の数2

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない

《評価方法》

毎年度、人事記録をもとに把握・進捗管理を行うとともに、離職理由を踏まえ総合的に評価を行う

(3) 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

満足度調査において「満足」または「やや満足」80%以上

《評価方法》

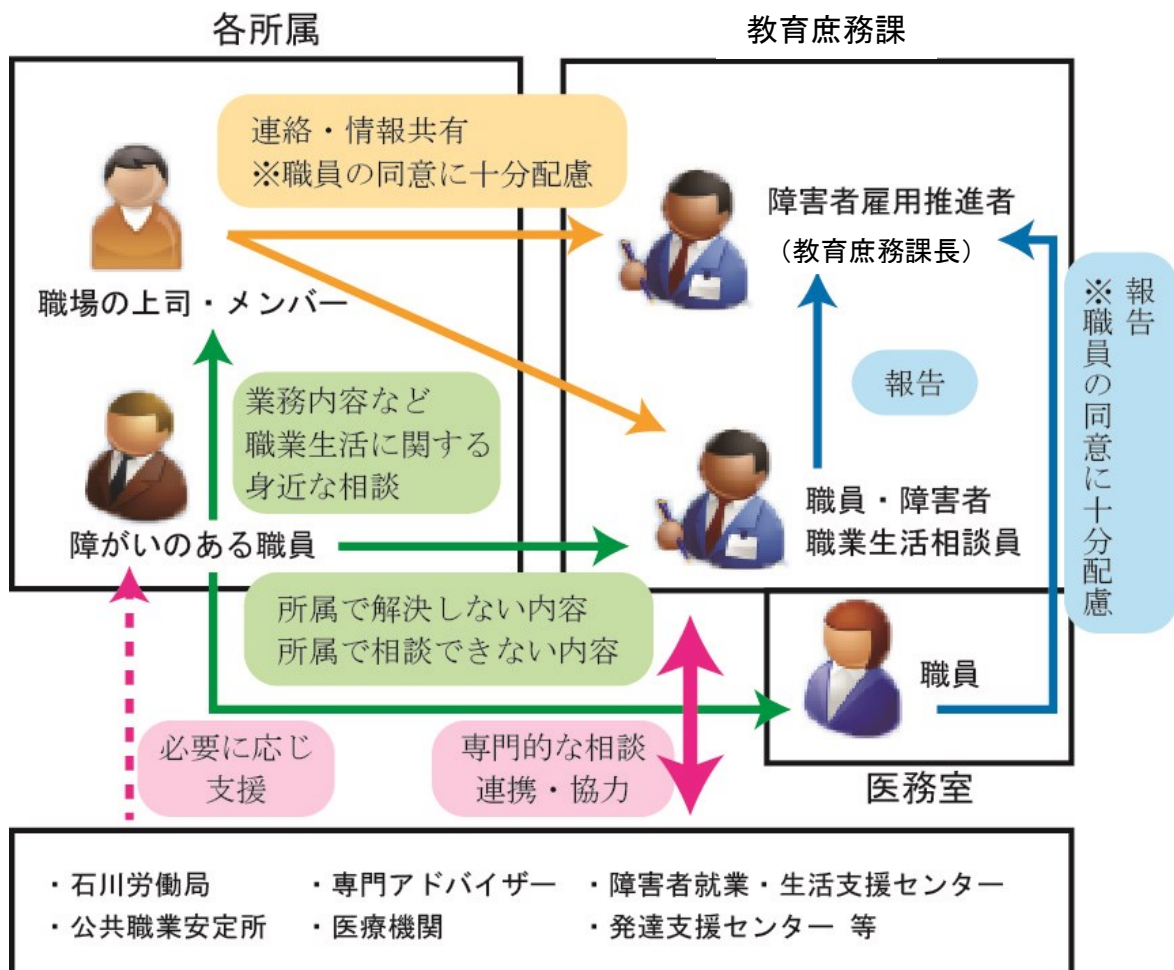
毎年度、在籍している障がいのある職員に対し、アンケート調査を実施(毎年5月頃)

3. 取組内容

本計画の推進にあたり、次のとおり取り組みを進める。

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として教育庶務課長を選任し、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、障がい者の雇用状況の把握管理、職場の環境整備、国等の行政機関への届出・報告、外部機関との連絡調整を行う
- 障がいのある職員が相談しやすい体制となるよう、各所属の管理職、人事担当職員、障害者職業生活相談員、市長部局人事担当部署など、内容に応じた相談体制を構築し、周知を行う



外部の関係機関

図. 職場における相談体制

- 障害者雇用推進者と人事担当職員・障害者職業生活相談員は、組織外の関係機関（石川労働局、小松公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と随時相談を行い、必要に応じて連携を図っていく

- 役割分担及び及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講するものとする

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 毎年度、本人の能力や障がいの特性、希望、必要となる合理的配慮の内容を踏まえて所属を決定するとともに、活躍のための適切な職務の選定及び創出を行う
- 新規採用または部署異動その他定期的に面談等を行い、業務とのマッチングが適切にできているのか点検を行い、必要に応じて改善を行う

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境の整備

- 作業方法の伝達にあたり、口頭での伝達のほか、文書によるマニュアルやチェックリストの作成を行うなど、一人ひとりに応じた対応を行う
- 定期的に面談等を行うことによって必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる
- 措置を講じるにあたっては、その要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施することとする

② 募集・採用

- 支援施設の関係者とも協議し、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する
- 募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する
 - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する
 - ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する

③ 働き方

- パートタイム勤務職員においては、障がい特性や本人の希望を踏まえ、柔軟な勤務時間の設定を検討する

- 年次有給休暇の利用促進や、状況に応じ適切な休暇等が取得できるよう説明等の支援を行う

④ キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、能力向上に向けた研修への参加を推進する

⑤ その他の人事管理

- 定期的な面談の設定及び必要に応じ随時面接を実施し、職務の状況や体調の把握を行う
- 在職中に疾病・事故等により障がい者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う

⑥ その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場を拡大する

(お問い合わせ)

小松市教育委員会事務局教育庶務課

〒923-8650

石川県小松市小馬出町 91 番地

電話 0761-24-8120